

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の名称

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

2 意見公募手続を実施した期間

令和7年12月26日（金） から 令和8年1月26日（月）まで

3 提出された意見の件数

5件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	<p>療育手帳を持つが、自分で自転車が運転できない幼児の場合は対象にはならないと言われました。療育手帳を使用する場合、対象が子供の場合その多くが保護者も減額や免除の対象となっております。これは本人だけでは利用できないことがわかっているからだと思っております。</p> <p>特性上、公共交通機関を使えない場合もあり、親が子供を自転車に乗せて移動せざるおえないため、是非自力で自転車を運転できない幼児に関しては減額又は免除の対象にしてほしいですが、対象にならないのであればそちらもきちんと明記してほしいと思いました。</p>	規則等の内容に反映しない。	規則にて、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者」等を明記することで、それ以外の者は減免の対象ではないことが確認できるため。

	提出された意見	考慮の結果	理由
2	<p>法令上の条文によくあるものではありませんが、駐輪場の追加に伴って条文中に有料・無料、利用形態、納付方法に伴う運用など、探索が困難です。参考までに別表を添付しますので、条文表現を抑止し、表にまとめていただけないでしょうか。</p>	規則等の内容に反映しない	<p>規定すべき内容が条例と規則で異なるため、規則内で表にまとめることはできないため。なお、駐輪場の運営内容については一覧表を作成し、ホームページ等で公表する。</p>
3	<p>一時利用（第5条）については、条例と同じ駐車場を指定しているものですが、条例変更のたびに改正が必要となること、納付方法が入場時と出場時とで取り扱いを変えているに過ぎないことから、次のように変更してはいかがでしょうか。</p> <p>第5条 条例第6条第1項に規定する有料駐車場の一時利用をしようとする者は、条例第7条第1項の納付の方法により、次の各号を入場する際に求めることとする。</p> <p>（1）入場させるときに納付 当日駐車券（様式第6号）の交付を受け、駐車しようとする自転車又は原動機付自転車のハンドルに当該当日駐車券を巻き付けること。</p> <p>（2）出場させるときに納付 一時利用カード（様式第7号）の交付を受けること。</p>	規則等の内容に反映しない。	<p>それぞれ駐輪場の仕様が異なるため、駐輪場の利用方法は統一されず、各駐輪場の利用方法を明確にする必要があるため。</p>

4	<p>第2条の「市長等」は以下のように単純化できないでしょうか。</p> <p>変更前：市長等（静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場にあっては市長を、静岡市清水駅東口自転車等駐車場にあっては条例第20条の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>変更後：条例第6条第1項に定める市長等（以下「市長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>変更前：第11条 指定管理者は、～</p> <p>変更後：第11条 条例第5条に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、～</p>	<p>規則等の内容に反映しない。</p>	<p>規則の一部改正により、市長と指定管理者にかかる規定を明確に分けたため、意見にあたる部分は改正後削除されたため。</p>
5	<p>様式第1号、第4号、第5号、第8号、第10号、第14号における申請者・届出者の記載（住所、フリガナ、指名、電話、生年月日、申請・届け出の日）を、枠内に変更してはいかがでしょうか。行政文書での様式はたいがいこの様式ですが、申請・届出日の記載漏れなども多く、対応職員の業務の能率を低下させています。</p>	<p>規則等の内容に反映しない</p>	<p>申請書様式は、登録業務等を踏まえた様式となっているため。なお、今後行う電子申請等を含めた申請方法の見直しの参考とする。</p>